

電離放射線障害の業務上外に関する検討会開催要綱

1 開催目的

電離放射線に被ばくする業務に従事し、又は従事していた労働者に発生した電離放射線障害の労災認定に当たっては、昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」（以下、「810号通達」という。）に基づき行っているところであるが、810号通達において認定基準を定めていない電離放射線障害等については、都道府県労働局より厚生労働省にりん伺の上、業務上外の認定を行うこととしている。

そこで、電離放射線障害に関する最新の医学的知見及び本省りん伺事案に係る業務上外について検討するため、厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）が、電離放射線障害に精通した専門家に参集を求め、医学上の意見を徵することとする。

2 検討会の構成等

- (1) 本検討会は、別紙の医学専門家を参集者とする。
- (2) 本検討会には、座長をおき、検討会を統括するものとする。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会開催中に別途検討すべき事案が生じた場合、本検討会において検討できるものとする。

3 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、本検討会を非公開とすることができます。
- (2) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室において行う。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は座長が定める。

附則 本要綱は、平成21年6月4日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成26年10月6日から施行する。

本要綱の一部改正は、令和7年12月22日から施行する。

「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」参考者名簿

○：座長

氏名	所属・役職・専門
明石 真言 あかし まこと	東京医療保健大学 教授 放射線被ばく医療と生化学、血液学
赤羽 恵一 あかはね けいいち	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 共創推進部 人財・交流課 シニアスタッフ 放射線防護学
生田 優子 いくた ゆうこ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター 副センター長 放射線防護学
猪口 孝一 いのくち こういち	日本医科大学 名誉教授 血液内科学
内山 真幸 うちやま まゆき	東京慈恵会医科大学 客員教授 放射線科学
山本 精一郎 やまもと せいいちろう	静岡社会健康医学大学院大学 社会健康医学研究科 教授 がん疫学、生物統計学

(五十音順)